



## 企業報告改革法

2010 年会社改正 (企業報告改革) 法案が上院と下院を通過し、裁可されました。これにより、今後の配当の取り扱いが変わります。ここ数年の日豪での税制改革 (日豪租税条約の改正、および日本における外国子会社配当益金不参入制度の導入) と相まって、純資産額が高い企業は、日本の親会社に配当を支払う柔軟性がいっそう高まります。日本経済の現状を考えると、今回の改正が日本国内へ利益を還流することを助長するかもしれません。

以下、この会社法の改正における配当の取扱概要と考察および、その他日本企業に関連すると思われる項目について説明致します。

### 配当

配当支払に関する従来の「会社の利益から配当は支払われる」という「利益」テスト (法律 s254T 条) が撤廃され以下のテストに差し替えられます。

- ▶ 配当決議の直前に当該企業の資産が負債を上回っており、その超過額が配当支払いに十分であること。
- ▶ 企業の株主全体にとって公正かつ合理的であること。
- ▶ 債権者に対する債務返済能力を大幅に損なうものでないこと (配当支払により企業が支払不能に陥らないこと。「Solvency Test」)。

上記テストの条件を満たすことが義務付けられるのは、配当支払決議と支払日です。今後配当支払を予定している場合、この改正に注意する必要があります。従来の「利益」テストから法改正後の純資産/支払能力テストに移行したことにより配当支払力が会社にあるかどうか、慎重に確認しなければなりません。

企業が財務諸表を作成しない場合 (例えば、小規模な個人事業や相互保証「Cross Guarantee」の対象となっている企業)、会社法で保管が義務付けられる会計記録に基づき「純資産」テストを適用することが義務付けられます。

1936 年法人所得税賦課法 (ITAA) も付随して改正されています。会社法改正に則り企業が支払ったすべての配当は、利益から支払われたものとみなされることになり、株主の課税所得となります。

新法への移行において考慮すべき潜在的課題がいくつかあり、適切な法的助言を得ることをお勧めいたします。

新法への移行において考慮すべき潜在的課題がいくつかあり、適切な法的助言を得ることをお勧めいたします。以下に例を示します。

- ▶ 企業の純資産は、該当時期において準じる会計基準をベースに算定されます。そのため配当の決議日に「純資産」テストを満たしていても、その後適用会計基準の変更により算定結果が異なり、支払日では満たしていない場合、問題が生じる可能性があります。
- ▶ 企業の資産と負債を計算する際には、該当日で適用されている会計基準を用いる必要があります。公布されていてもまだ義務付けられてはいない会計基準の早期採用が可能なかどうかは、明らかにされていません。
- ▶ 企業の資産と負債の算定方法が、企業が選択した会計方針と一致する必要があるかどうかは現在検討中です。例えば、AASB 116「有形固定資産 (Property, Plant and Equipment)」では、有形固定資産の再評価が認められていますが、その企業の会計方針として財務諸表には適用しない場合はどのように対処するかです。
- ▶ 親会社単体および連結の財務諸表に関する法律が変更されましたが(下記“親会社の財務諸表”参照)、「純資産」テストが親会社単体の財務諸表に適用されるのか、それとも連結財務諸表に適用されるのかはまだ明らかになっていません。
- ▶ 配当支払は企業の利益からのみ支払われるとは限らなくなったため、必ずしも利益剰余金の減少として配当を計上することがないかもしれません。

### 親会社の財務諸表

会社法が改正され、企業は会計基準で義務付けられる場合に連結財務諸表を作成し、連結財務諸表の作成が義務付けられていない場合には、個別財務諸表を作成しなければなりません。従来は、個々の企業が単体の財務諸表を作成する必要があり、親会社の場合はさらに連結財務諸表の作成も義務付けられていました。今後は、連結財務諸表を作成する義務がある企業は、親会社の財務情報の要約を連結財務諸表の一注記として記載することになります。なお、連結財務諸表の作成を義務付けられる対象企業に関しては変更がありません。つまり、AASB 127「報告対象外企業と連結控除」は現行通りとなります。

引き続き親会社の単体および連結財務諸表をひとつの財務諸表にまとめる方法を採用した場合、会社法に抵触すると思われる。ただし、オーストラリア証券投資委員会は近い将来「クラスオーダー」を発行する意向を示唆しており、これが導入されれば企業は2010年6月30日決算およびそれ以降の連結財務諸表で親会社の財務諸表を表示することが認められるようにと思われます。従って、2010年6月30日時点の親会社の開示事項を保持することを希望する企業体は、法律の変更によって不利な影響を被ることはないはず。一方、開示要件が減るという利点を生かす企業も出てくると考えられます。

今後連結財務諸表作成義務がある企業は、その対処方法を検討する際に、親会社の財務報告書(単体財務諸表)に依存する利用者の有無を確認することを提案します。例えば、一部の借入契約は法人組織(単体企業)に基づく場合があります。

初年度以降、会計年度の変更を選択することができますが、変更後の開始会計年度機関は12ヶ月未満でなければなりません。

### 会計年度の変更

企業の会計年度の変更を容易にしようとする動きがあります。初年度以降、会計年度の変更を選択することができますが、変更後の開始会計年度期間は12ヶ月未満でなければなりません。

前会計年度が2010年6月30日決算またはそれ以降に終了する場合、これらの変更が適用されることとなります。例えば、ある企業が2010年6月30日に直近の年次財務諸表を作成し、次の期末を12月31日に変更したいと考えているとします。2011年12月31日までの18ヶ月間を会計報告期間とすることは認められていないため、2010年7月1日から2010年12月31日までの短期財務年度について報告し、その後は一年毎となります。

なお、従来から存在する親会社と会計年度を一致させる場合の会計年度の変更については、引き続き適用されると思われます。

(上記の内容は、2010年7月初旬で明らかになっているものであり、その後さらに検討がされている場合があることご注意ください。)



**Adelaide**

Ernst & Young Building  
121 King William Street  
Adelaide SA 5000  
Tel: +61 8 8417 1600  
Fax: +61 8 8417 1775

**Brisbane**

1 Eagle Street  
Brisbane QLD 4000  
Tel: +61 7 3011 3333  
Fax: +61 7 3011 3100

**Canberra**

Ernst & Young House  
51 Allara Street  
Canberra ACT 2600  
Tel: +61 2 6267 3888  
Fax: +61 2 6246 1500

**Gold Coast**

12-14 Marine Parade  
Southport QLD 4215  
Tel: +61 7 5571 3000  
Fax: +61 7 5571 3033

**Melbourne**

Ernst & Young Building  
8 Exhibition Street  
Melbourne VIC 3000  
Tel: +61 3 9288 8000  
Fax: +61 3 8650 7777

**Perth**

Ernst & Young Building  
11 Mounts Bay Road  
Perth WA 6000  
Tel: +61 8 9429 2222  
Fax: +61 8 9429 2436

**Sydney**

Ernst & Young Centre  
680 George Street  
Sydney NSW 2000  
Tel: +61 2 9248 5555  
Fax: +61 2 9248 5959

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

**About Ernst & Young**

Ernst & Young is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. Worldwide, our 144,000 people are united by our shared values and an unwavering commitment to quality. We make a difference by helping our people, our clients and our wider communities achieve their potential.

For more information,  
please visit [www.ey.com/au](http://www.ey.com/au)

© 2010 Ernst & Young Australia.

SCORE No. AU00000832

This communication provides general information which is current as at the time of production. The information contained in this communication does not constitute advice and should not be relied on as such. Professional advice should be sought prior to any action being taken in reliance on any of the information. Ernst & Young disclaims all responsibility and liability (including, without limitation, for any direct or indirect or consequential costs, loss or damage or loss of profits) arising from anything done or omitted to be done by any party in reliance, whether wholly or partially, on any of the information. Any party that relies on the information does so at its own risk.

Liability limited by a scheme approved under Professional Standards Legislation.